

**東日本大震災に係る被災市町村に対する職員の派遣決定状況**  
〔全国市長会・全国町村会・総務省・被災県の協力による派遣スキーム〕  
(平成29年3月1日現在)

都道府県	市町村等	派遣決定人数 合計	平成23年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度※
			短期的派遣等	中長期的派遣					
岩手県	宮古市外9市町村	63	63						
	陸前高田市	83	32		8	11	13	10	9
	久慈市	2	2						
	釜石市	150	5	2	15	30	28	33	37
	一関市	3	1		2				
	宮古市	65	4		15	13	12	13	8
	大船渡市	156		13	8	36	35	34	30
	大槌町	138	9		23	30	34	24	18
	岩泉町	2	2						
	山田町	38	5		4	8	7	7	7
	田野畑村	13	2		6	4	1		
	野田村	8		1	3	2	2		
	岩手県庁	1	1						
		<b>計</b>	<b>722</b>	<b>126</b>	<b>16</b>	<b>84</b>	<b>134</b>	<b>132</b>	<b>121</b>
宮城県	仙台市	306	250	17	19	20			
	石巻市	463	125	28	50	61	72	63	64
	塩竈市	83	26	5	14	14	10	8	6
	気仙沼市	367	109		42	53	60	53	50
	名取市	131	58		10	17	16	16	14
	多賀城市	129	82		16	8	9	9	5
	岩沼市	76	2		10	20	17	15	12
	東松島市	163	4	8	24	28	35	32	32
	大崎市	3	3						
	亶理町	71	2		9	12	18	15	15
	山元町	195	37	3	33	33	34	28	27
	利府町	3	1		2				
	女川町	37	6	4	2	5	6	7	7
	七ヶ浜町	98	14		12	19	18	18	17
	松島町	19	2	2	2	5	2	3	3
	南三陸町	168	28	1	22	35	30	25	27
		<b>計</b>	<b>2,312</b>	<b>749</b>	<b>68</b>	<b>267</b>	<b>330</b>	<b>327</b>	<b>292</b>
福島県	郡山市	53	43		8	2			
	白河市	5	3	2					
	須賀川市	32	20	5	3	3	1		
	相馬市	63	15		14	9	13	5	7
	本宮市	4	4						
	いわき市	193	62	33	28	19	20	18	13
	南相馬市	97	9	6	18	19	17	15	13
	福島市	46		14	9	8	5	5	5
	伊達市	4			2	2			
	二本松市	3				1	1	1	
	国見町	9	3	4	2				
	川俣町	9			2	1	2	2	2
	鏡石町	5	3		1	1			
	泉崎村	2	2						
	三春町	10	2	1		1	2	2	2
	新地町	18	2		2	5	5	2	2
	広野町	25	2		5	4	2	5	7
	檜葉町	9	4		1	1	2	1	
	富岡町	18	7		2	2	2	3	4
	大熊町	11	8		1	1			1
	双葉町	18	8		5	2	1	1	1
	浪江町	32	18		2	3	4	3	2
	矢吹町	15	6	7	1	1			
飯館村	7			1	1	2	1	2	
	<b>計</b>	<b>688</b>	<b>221</b>	<b>72</b>	<b>105</b>	<b>86</b>	<b>79</b>	<b>64</b>	<b>61</b>
茨城県	高萩市	12	12						
	ひたちなか市	5	5						
	潮来市	5	5						
	那珂市	5	5						
	神栖市	6	6						
	東海村	5	2	3					
	<b>計</b>	<b>38</b>	<b>35</b>	<b>3</b>					
千葉県	旭市	5	5						
	浦安市	12	12						
	香取市	8		7	1				
	<b>計</b>	<b>25</b>	<b>17</b>	<b>7</b>	<b>1</b>				
<b>合計</b>		<b>3,785</b>	<b>1,148</b>	<b>166</b>	<b>457</b>	<b>550</b>	<b>538</b>	<b>477</b>	<b>449</b>

※「平成28年度職員派遣」の派遣決定人数は、平成29年3月1日現在のものである。

- 【備考】
1. 各県市町村担当課から総務省に、決定状況の報告があったものをまとめたものである。
  2. 災害時相互応援協定や姉妹都市提携等により、別途派遣されているもの(独自の調整による派遣等)は含んでいない。
  3. 派遣決定人数は、市区町村職員及び第三セクター等職員の合計である。
  4. 上記の派遣決定人数のほか、要望期間の一部の期間についてのみ派遣決定したものがある。
  5. 「短期的派遣」とは、おおむね1か月未満の派遣をいう。
  6. 平成24年度以降の派遣決定人数は、中長期的な職員派遣によるものである。
  7. 「宮古市外9市町村」とは、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村の計10市町村をいう。□